

平成 21 年度

事業報告書

地方競馬全国協会

概要

平成 21 年度の地方競馬は、16 主催者 19 競馬場において、施設改善の特別競馬を含め 293 回（前年度 294 回）、延べ 1,461 日（前年度 1,469 日）開催された。

開催成績は、JBC 競走をはじめとするダートグレード競走を中心とした広域場間場外発売の拡大や、インターネット投票発売が好調であったものの、売得金の総額は 3,634 億円（前年度 3,757 億円）となり前年度比 96.7%で、昨年度を下回った。

その結果、第 1 号交付金は 30 億 8 千万円（前年度 32 億 1 千万円）、第 2 号交付金は 10 億 9 千万円（前年度 11 億 3 千万円）で、交付金総額は 41 億 7 千万円（前年度 43 億 3 千万円）であった。

平成 21 年度事業については、各主催者の収支改善と地方競馬の活性化を一層支援していくことを最大の使命と捉え、新たに規定された「競馬の開催に関する調整及び助言」、「共同利用施設の設置」、「全国的な見地からのファンのニーズに即した競馬の提供」等の業務に取り組んだところである。

また、競馬の公正かつ円滑な実施に必要な事業及び馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための補助事業を着実に実施した。

I 業務内容等

1 業務内容

地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とし、以下の業務を行うこととされている。

- ① 馬主及び馬を登録すること。
- ② 調教師及び騎手を免許すること。
- ③ 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- ④ 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は地方競馬主催者の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあっせんをすること。
- ⑤ 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、地方競馬主催者間における必要な調整を行い、又は地方競馬主催者に対して必要な助言を行うこと。
- ⑥ 地方競馬主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行うこと。
- ⑦ 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑧ 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその

経費を補助すること。

- ⑨ 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- ⑩ 交付金の受入れを行うこと。
- ⑪ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- ⑬ 主催者からの委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

2 主たる事務所等の所在地

- ① 主たる事務所 〒106-8639 東京都港区麻布台2丁目2番1号
- ② 附属機関 地方競馬教養センター
〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木443

3 資本金 該当なし

4 役員状況（平成22年3月31日現在）

定数：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内

役職	氏名	任期	経歴
理事長	仲田 和雄	平成22年7月31日	特別区競馬組合副管理者
副理事長	澤井 義雄	平成23年1月15日	(財)全国競馬・畜産振興会常務理事
理事	雨宮 敬徳	平成22年8月6日	地方競馬全国協会企画部長
理事	森 彪	平成22年8月10日	全国公営競馬主催者協議会専務理事
監事	折笠 竹千代	平成22年7月31日	宮内庁管理部長
非常勤監事	佐藤 一栄	平成22年10月31日	地方競馬全国協会参与

5 職員状況

平成21年度末職員定数：128人（前期末比2名減）

6 協会の沿革

昭和30年代の地方競馬の進展に伴い、(1) 従来、都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国統一、(2) 調教師及び騎手の養成・訓練、(3) 審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練及び派遣、(4) 地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業について補助を行うことが重要になったことから、昭和37年の競馬法の一部改正により、地

方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に特殊法人として昭和 37 年 8 月 1 日に設立（所在地：東京都港区芝西久保桜川町）された。

なお、昭和 39 年 11 月には、附属機関である騎手教養所（現地方競馬教養センター）を東京都八王子市から栃木県那須郡塩原町に、同年 12 月には主たる事務所を東京都港区麻布台に、それぞれ移転した。

その後、平成 17 年 12 月に閣議決定された行政改革の重要方針を受け、平成 19 年に競馬法が改正され、平成 20 年 1 月 1 日、協会は地方競馬主催者が主体となって運営する地方共同法人とされた。

7 設 立 の 根 拠 競馬法（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号）

8 主 務 大 臣 農林水産大臣

9 運営委員会の概要 根拠規定：競馬法第 23 条の 17～第 23 条の 19

運営委員会は、協会の意思決定機関として、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更等の重要事項を議決する。

<運営委員会委員>

- ① 運営委員会は、運営委員 9 人以内で組織する。
- ② 運営委員は、競馬を行う都道府県等の長 7 人以内、学識経験者 2 人以内をもって充てるものとする。
- ③ 運営委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

氏 名	職 名 等	備考
高橋はるみ	北海道知事	
達増拓也	岩手県競馬組合管理者	岩手県知事
西川太一郎	特別区競馬組合管理者	荒川区長
羽田慎司	神奈川県川崎競馬組合管理者	神奈川県副知事
神田真秋	愛知県競馬組合管理者	愛知県知事
五百蔵俊彦	兵庫県競馬組合管理者	兵庫県副知事
坂井浩毅	佐賀県競馬組合管理者	佐賀県副知事
中須勇雄	(財)農林水産長期金融協会会長	学識経験者
仲田和雄	地方競馬全国協会理事長	学識経験者

（平成 22 年 3 月 31 日現在 任期：平成 23 年 1 月 9 日）

10 評議員会の概要 根拠規定：競馬法第 23 条の 34、第 23 条の 35

評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

＜評議員会委員＞

- ① 評議員会は、評議員 12 人以内で組織する。
- ② 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
- ③ 評議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

氏 名	職 名 等
穴 見 盛 雄	(社)熊本県畜産協会会長
石 井 伸 壽	日本放送協会報道局報道番組センタースポーツ部長
岩 崎 充 利	(財)全国競馬・畜産振興会会長
高 橋 秀 昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
西 村 啓 二	(社)日本軽種馬協会副会長・常務理事
野 口 孝	全国公営競馬調教師会連合会会長
菱 沼 毅	(社)中央畜産会副会長
本 田 浩 次	(社)日本酪農乳業協会会長
廻 洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
山 本 武 司	(社)岩手県馬主会会長
米 村 恵 子	江戸川大学社会学部教授

(平成 22 年 3 月 31 日現在 五十音順 任期：平成 23 年 2 月 13 日)

11 地方競馬活性化会議の概要 根拠規定：地方競馬全国協会定款第 31 条

地方競馬活性化会議は、運営委員会の議決を経なければならない事項について、あらかじめ審議するとともに、運営委員会で議決された事項に関し、その円滑な実施を図るため必要な事項について審議する。

併せて、地方競馬の振興に係る諸施策の協議等を行う。

地方競馬活性化会議委員

地方競馬活性化会議委員は、地方競馬主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

12 その他委員会の概要 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会及び畜産振興補助事業評価委員会を設置している。

II 業務実施状況

競馬事業に関する重点的取組

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

(1) 全国的な視点での地方競馬の開催日程等に関する調整・助言

運営委員会で議決された「競馬開催日程及び番組の調整方針」（平成 20 年 3 月 11 日）に基づき、下記の日程及び番組の調整、助言を実施した。

- ① 中・四国ブロックの福山競馬及び高知競馬における日程及び番組の調整、助言を昨年に引き続き実施した。この結果、平成 21 年 7 月から高知がナイターに移行したことに伴い、平成 22 年度開催において同時開催は解消され、両場の場間場外発売は大幅に増加した。（福山は 25 日から 44 日、高知は 62 日から 72 日に増加）
- ② 同一日の開催が多い土日を中心に開催している主催者間において、1 場が開催し他場が場外となる案について検討したが、主催者により売得金額の開きがあることから、次年度以降引き続き協議することとなった。
- ③ 名古屋・笠松間の年末年始の 2 日間の同時開催の解消について調整を行った。関係者への説明を行う十分な時間が必要等の理由により 22 年度の同時開催の解消はならなかったものの、次年度再度協議することとなった。

(2) 地方競馬主催者等の活性化事業への支援

主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業に対し、地方競馬活性化会議等において地方競馬全体への効果を確認したうえで、共同利用調教坂路施設等整備(特別区)、大型映像装置等整備(川崎)による相互発売の促進、競馬場ナイター照明設備等整備(高知)、福山・高知競馬が共同で行う広報事業(高知)、場間場外発売時の映像装置等整備による相互発売の促進(石川)、ナイター発売時の照明設備整備による相互発売の促進(名古屋)、ナイター発売時の照明設備整備及び薄暮レース充実・ナイター発売拡充のための駐車場の増設等(浦和)の 8 事業、913 百万円の補助金の交付決定を行った。（資料第 8 表参照）

(3) 共同 TZS の整備

競馬活性化事業として取り組むこととし、共同 TZS の構築の枠組みについて、地方競馬 16 主催者合意が形成された。事業実施主体は全地方競馬主催者、整備実施者は東京都競馬(株)、開発ベンダは富士通(株)、システムの管理は(株)日本レーシングサービスが行うこととなった。

(4) 地方競馬活性化を推進するための支援

① 地方競馬主催者に対する活性化事業とリースの併用制度の推進

地方競馬主催者の活性化の取組を加速させるため、地方競馬活性化事業の活用と併せ、(財)畜産近代化リース協会の行う地方競馬用施設貸付事業を活用する仕組を検討した。

②地方競馬主催者に対する特利での短期貸付金融通

佐賀県競馬組合に対し、80,000千円（平成21年4月24日～22年3月31日）、荒尾競馬組合に対し200,000千円（平成21年4月1日～22年3月31日）の貸し付けを行った。

(5) 地方競馬主催者の経営改善の推進

- ① 地方競馬活性化会議における統合ネットワーク（地方競馬映像伝送ネットワーク、地方競馬情報ネットワーク（RINCSⅡ）及び共同TZSのネットワークを統合したもの）の構築推進について合意を受け、広報・情報部会において構築のメリット、補助事業の範囲、構築のスキーム等について検討を進めた。
- ② 地方競馬の売得金のうち、売り上げ好調な在宅投票について、今後地方競馬主催者の経営改善を図るための基礎データ収集のため、アンケート調査を実施した。

2. 番組編成の体系化・統一化の推進

(1) ダート競走の体系化

- ① JBC競走を頂点とするダート競走体系の充実を図るため、全日本の見地からダート競走の体系化等について検討を行うダート競走振興会議を開催した。
- ② 第9回JBC競走（名古屋競馬場）の実施計画を立案するため「JBC実行委員会」を運営し、具体的内容を定めたほか、2011年第11回JBC競走の実施場を大井競馬場に決定した。
- ③ ジャパンダートダービーを頂点とする3歳重賞体系整備の一環として、6地区のダービーを連続6日間で集中施行する「ダービーウィーク」を実施したほか、2歳重賞体系整備の一環として、2歳の頂点競走である「全日本2歳優駿」に繋がる全国7地区の2歳重賞を「未来優駿」として3週にわたって実施した。
- ④ 牝馬競走の振興と地方競馬への牝馬の入厩を促進するため、牝馬体系の拡充プロジェクトを地方競馬活性化会議番組部会において検討し、番組上の改善を図るとともに、その一環として、全国で行われる2歳、3歳、古馬の牝馬重賞競走を世代別に体系づけた牝馬重賞シリーズ「グランダム・ジャパン」を企画し、3月からスタートさせた。

(2) 地方競馬らしさを強調した競走の実施

「ワールドスーパージョッキーズシリーズ」への地方競馬代表騎手を選定する「スーパージョッキーズトライアル」を船橋競馬場（第1ステージ）、園田競馬場（第2ステージ）で実施した。

地方、中央の女性騎手を一堂に集め、女性騎手ナンバーワンを決定する「レディースジョッキーズシリーズ」を水沢競馬場（第1ラウンド）、荒尾競馬場（第2ラウンド）、高知競馬場（第3ラウンド）で実施した。

(3) 番組表記の統一等ファンに分かりやすいレース作りの推進

ファンに分かりやすい番組を提供するため、主催者ごとで異なるクラス表記の原則的共通化、競馬番組用語の定義、JRA関係競走の統一表示等については、地方競馬活性化会議番組部会等で主催者と調整を行い、統一された。これに伴い、番組編成において対応できるようRINCSⅡの改修を行ったほか、統一事項等をホームページに掲載した。

(4) 競走馬輸出入検疫施設の設置

競馬の国際化を踏まえた魅力ある競馬番組の充実を図るため、地方競馬の国際競走等の円滑な実施に必要な輸出入検疫施設を地方競馬教養センターに設置した。

3. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

(1) ダート重賞競走等の共同広報

わが国の競馬全体の振興と発展を図る観点から、ダート重賞競走に係るファンへの情報を充実させるため、(財)全国競馬・畜産振興会との共同広報事業として、ダートグレード競走等(43競走)の馬柱をスポーツ紙に掲載した。

(2) 地方競馬情報番組の配信

競馬連携事業で構築した映像マルチプラットフォームを活用し、ダートグレード競走の展望、重賞競走の告知、騎手インタビュー、各場のイベント紹介、地方競馬トピックス等をメインコンテンツとした地方競馬の情報番組『クリック!地方ケイバ ～地方競馬探検隊～』を週1回制作し、ホームページで配信したほか、CS放送(2局)でも配信した。

(3) 協会ホームページの利便性の向上

ユーザーの利便性の向上及びコンテンツの整理等を目的として、協会ホームページを5年ぶりにリニューアルした。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

禁止薬物陽性馬の発生防止

禁止薬物陽性馬の発生防止を図るため、禁止薬物陽性馬の発生防止啓蒙DVDを作成し主催者及び関係団体に配布した。また、15主催者が実施した研修会(延べ18回)に講師を派遣した。

継続的かつ着実に進める取組

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 地方競馬主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う取組について、支援・協力を行った。
- (2) 地方競馬主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備に関して、調査・研究を行った。
- (3) 広域場間場外発売の推進及びインターネット投票の拡充のための情報提供を充実させる目的で、RINCS II の改修と広報システムの更新を行った。

2. 番組編成の体系化・統一化の推進

魅力ある競馬を提供するため、騎手の流動化の促進について地方競馬活性化会議番組部会で検討を行い、多くの主催者で期間限定騎手の受入れ人数、騎乗期間等の制限が緩和された。

3. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

- (1) 協会ホームページのリニューアルに伴い、主要コンテンツである「Webハロン」についても、JBC 競走をはじめとするダートグレード競走のレースハイライト、連載及び特集等の内容を拡充した。
- (2) 競馬連携事業で構築した地方競馬映像伝送ネットワーク及び映像マルチプラットフォームを活用し、広域場間場外発売及び在宅投票に対応した情報提供を充実させるため、協会ホームページにおいて、地方競馬で行われるすべての競走の映像をライブ及びオンデマンドで配信した。
- (3) 地方競馬情報処理システム (RINCS II) を活用し、協会ホームページ上で、地方競馬開催情報、各競馬場の出走表、オッズ、レース結果、騎手及び競走馬の成績等の最新情報を提供した。
- (4) 地方競馬に関する話題や出来事について、広くマスコミ等に対しニュースリリース等で積極的に情報の提供を行ったほか、マスコミ等からの様々な問い合わせに対し適宜対応した。

また、全国共同広報事業の一環として、競馬週刊専門誌等にダートグレード競走の紹介及び広域場間場外発売の告知等を掲載した。

- (5) 平成 21 年の成績が優秀であった調教師、騎手及び馬について、NAR グランプリ 2009 (第 20 回) として部門別に表彰を行った。

なお、調教師、騎手については、従来之最優秀調教師賞、最優秀騎手賞に替えて 1 着回数、取得賞金、勝率の各部門別にそれぞれ表彰したほか、格付け競走等において顕著な成績をあげた者に対する殊勲賞を設けて表彰した。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

(1) 馬主及び馬の登録、調教師、調教師補佐及び騎手の免許並びにきゅう務員設置認定に関する協力

① 馬主の登録

馬主の登録については、296 件を登録した。また、時効等により 467 件を抹消した。

この結果、平成 22 年 3 月末現在の馬主の登録数は、5,314 件となった。
(資料第 3 表参照)

② 馬の登録

馬の登録については、5,121 頭を登録し、5,814 頭を抹消した。

この結果、平成 22 年 3 月末現在の馬の登録数は 12,863 頭（サラ系 11,787 頭、アラ系 108 頭、ばんえい 968 頭）となった。(資料第 3 表参照)

③ 調教師、調教師補佐及び騎手等の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許については、平地競走 4 回、ばんえい競走 1 回の免許試験を実施した。申請者延べ 1,024 名（調教師 581 名、調教師補佐 87 名、騎手 356 名）のうち延べ 944 名（調教師 544 名、調教師補佐 57 名、騎手 343 名）が合格し、延べ 932 名（調教師 542 名、調教師補佐 50 名、騎手 340 名）に対し免許した。

また、免許された者のうち死亡又は申請等により 15 名（調教師 14 名、騎手 1 名）の免許の取り消しを行った。

この結果、平成 22 年 3 月末日現在免許を受けている者は、917 名（調教師 528 名、調教師補佐 50 名、騎手 339 名）となった。(資料第 4 表参照)

以上のほか、指定交流競走に関する特例により中央競馬の調教師延べ 1,545 名及び騎手延べ 796 名に対し免許した。

④ きゅう務員設置認定についての協力

主催者等の認定者から調査依頼のあった 284 件について調査の上、回答を行い、きゅう務員設置認定に協力した。

なお、平成 22 年 3 月 1 日現在の認定きゅう務員の数は 2,524 名である。

(2) 調教師及び騎手等の養成、訓練等

調教師、調教師補佐及び騎手の養成並びにきゅう務員等の養成及び教育については、地方競馬教養センターにおいてそれぞれの課程を設け実施した。また、調教師、調教師補佐及び騎手について、所要の研修及び訓練を行うとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場において現地指導を実施した。(資料第 5 表参照)

- ① 調教師、騎手及び厩舎関係者の養成
 - ア 調教師の養成については、調教師課程（養成期間 1 ヶ月以内）を 2 回実施し、12 名（内 1 回は調教師補佐を目指す者を対象とし、5 名が受講）が課程を修了した。
 - イ 騎手の養成については、騎手課程（養成期間 2 ヶ年）2 期の養成を実施し、8 名が課程を修了した。平成 22 年 3 月末現在、騎手候補生 8 名を養成中である。
 - ウ 厩舎関係者の養成については、厩舎関係者養成課程（養成期間 5 ヶ月）第 4 期の養成を実施し、1 名が課程を修了した。
- ② 調教師及び騎手の研修（再教育）及び訓練
 - 調教師研修講座計 3 回（10 名）、騎手研修講座計 10 回（12 名）を実施した。
 - なお、騎手研修講座のうち 1 回（1 名）は教養センターで実施した。
 - また、隔年で行っているばんえい新人騎手訓練を 1 回（4 名）実施した。
- (3) 専門職員の派遣及び研修
 - ① 地方競馬の開催に際し、裁決委員その他の競馬の実施事務を担当する専門職員延べ 5,431 名を派遣した。（資料第 7 表参照）
 - ② 専門職員の養成及び訓練については、基礎研修 2 回、業務別研修 4 回（裁決委員研修 2 回、決勝審判委員研修 1 回、発走委員 1 回）計 6 回（延べ 48 名）を実施した。（資料第 6 表参照）
- (4) 馬主、調教師、騎手等の表彰
 - ダートグレード競走等 52 競走の優勝馬に係る関係者延べ 107 名（馬主 52 名、調教師等 25 名、騎手 15 名、きゅう務員 15 名）並びに中央競馬騎手招待競走、地方競馬相互間での騎手招待競走 8 競走の優勝騎手等 16 名に理事長賞を授与した。
- (5) 競馬の公正化を促進するため、(財)地方競馬共済会が行う共済事業、(財)競馬保安協会が行う調査事業及び(財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業に対して助成金の交付の決定を行った。（3 団体、3 件、230 百万円）
- (6) 競馬関係者の全国団体等が行う競馬の公正確保等を強化するための事業に対し、次のとおり講師の派遣及び助成金の交付の決定を行った。（4 団体、4 件、5 百万円）
 - ① 全国公営競馬馬主連合会、全国公営競馬調教師会連合会、全日本騎手連盟及び全国公営競馬きゅう務員連合会が行う公正確保強化のための研究会に対する講師の派遣及び助成
 - ② 全国公営競馬獣医師協会が行う防疫推進地区協議会に対する助成

- (7) 地方競馬における公正確保に関する諸問題について調査及び検討
 禁止薬物陽性馬の発生防止については、競馬事業に関する重点的取組の中で対応したほか、公正対策部会において検量失格防止対策、拍車の原則使用禁止について検討し、対策を講じることとした。
- (8) 地方競馬教養センター施設の有効利用
 地方競馬教養センターにおいては、調教師・調教師補佐・騎手・厩舎関係者の養成を行うほか、以下の事業を行った。
- ① 既存厩舎を利用して4者に馬房の貸付けを行った。(80馬房)
 - ② 馬事普及を図るため地方競馬教養センターにおいて、「レディース乗馬教室」を開催した。
- (9) 馬主確保対策の推進
 新たに馬主登録ガイドブックを作成し、関係団体へ配布した。また、畜産関係団体機関紙に馬主確保についての記事を掲載した。

5. 畜産振興補助事業に対する補助

- (1) 畜産振興補助事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点に立ち、必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助した。
 (資料第9表参照) 664百万円(101件)
- ① 馬(軽種馬を除く。)の登録推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入、生産奨励等の馬の改良増殖推進事業〔Ⅰ 馬の改良増殖推進事業〕
 171百万円(49件)
 - ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業〔Ⅱ 畜産経営技術指導事業〕
 476百万円(48件)
 - ③ 馬全般の生産、防疫及び衛生等の調査・研究・指導等に関する畜産経営合理化事業〔Ⅲ 畜産経営合理化事業〕
 5百万円(1件)
 - ④ 馬事・畜産に関する普及啓発を推進するためのその他畜産の振興に係る事業〔Ⅴ その他畜産振興事業〕
 12百万円(3件)
- (2) 事業の一層の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において、事後評価等の審議を行った。

6. 競走馬生産振興事業に対する補助

競馬施行の円滑な推進に資するため、軽種馬の生産指導、登録、衛生対策等の事業及び地方競馬をめぐる情勢の変化に対応するための競走馬の生産地における生産振興事業等について、その経費を補助した。(資料第10表参照)。

3,582 百万円 (28 件)

- ① 軽種馬の登録推進、生産育成、経営指導等の改良増殖推進事業〔Ⅰ 競走馬の改良増殖推進事業〕 101 百万円 (3 件)
- ② 競走馬の生産育成地等における防疫衛生対策事業〔Ⅱ 競走馬等の防疫衛生対策事業〕 71 百万円 (18 件)
- ③ 先駆的な軽種馬生産経営に取り組むための担い手経営の組織化等対策事業〔Ⅲ 組織化等対策事業〕 898 百万円 (1 件)
- ④ 優良繁殖雌馬の導入、軽種馬生産経営継続者のための長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給、軽種馬の海外販路拡大に資するための流通促進及び軽種馬生産・経営指導者等の養成のための研修会の開催等経営基盤の強化対策事業等〔Ⅳ 経営基盤強化対策事業・Ⅴ 供給縮小対策事業〕 2,512 百万円 (6 件)

7. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助 (国庫補助事業)

馬の生産農家をはじめとする関係者が一体となって馬産地の活性化に向けて取り組む次の事業について、その経費を補助した。(資料第 11 表参照)。

995 百万円 (6 件)

- ① 生産方法の改善のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する経営指導、経営・生産技術研修を行う馬生産高度化事業 34 百万円 (3 件)
- ② 馬生産経営継続者のための長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給等を行う馬経営基盤強化資金融通事業 800 百万円 (1 件)
- ③ 馬の流通活性化を図るための計画の策定、馬の市場での流通促進及び上場馬の情報開示・資質向上の取組を行う馬流通活性化事業 161 百万円 (2 件)

8. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、国際競馬統括機関連盟年次総会(パリ会議)に出席したほか、韓国馬事会からの招聘を受け「第 1 回 KRA 国際女性騎手招待競走」(平成 21 年 8 月 9 日 釜山慶南競馬場)に女性騎手 3 名を派遣した。

また、全世界の競走成績の統括を目指している米国のジョッキークラブインフォメーションシステムズに対し、地方競馬関係の競走成績の情報提供を行うとともに、海外の競馬統括機関との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介等を行った。

9. 監査の実施

畜産振興補助事業、競走馬生産振興補助事業、競馬活性化補助事業及び競馬公正化促進事業等助成事業の適正化と効率化を図るため、36 団体 114 事業（中央団体：14 団体 40 事業、地域団体：22 団体 74 事業）の監査を実施した。

また、協会業務の適正かつ能率的な運営に資するため、監事監査と連携して内部監査を実施したほか、監査法人による会計監査を実施し、事業運営の一層の適正化に努めた。

さらに、畜産振興補助事業については外部監査法人による業務監査を実施した。

Ⅲ 各種会議の実施状況

1 運営委員会の開催

- ① 平成 20 年度事業報告及び決算、馬産地再活性化緊急対策事業の実施について審議するため、平成 21 年度第 1 回運営委員会を平成 21 年 6 月 23 日に開催した。
- ② 馬産地再活性化緊急対策事業の実施に伴う事業計画及び予算の変更について平成 21 年 7 月 15 日書面による運営委員会の議決を得た。
- ③ 監事（非常勤）の選任（大臣認可申請の了承）について、平成 21 年 7 月 28 日書面による運営委員会の議決を得た。
- ④ 平成 22 年度事業計画及び予算、岐阜県地方競馬組合による競馬活性化計画の申請及び同組合の申請に伴う同組合を除く地方競馬主催者の競馬活性化計画の変更申請に関する意見書、岐阜県地方競馬組合に係る 1 号交付金の特例期限の延長に関する意見書について審議するため、第 2 回運営委員会を平成 22 年 3 月 11 日に開催した。

2 評議員会の開催

- ① 平成 20 年度事業報告及び決算について審議するため、平成 21 年度第 1 回評議員会を平成 21 年 6 月 16 日に開催した。
- ② 馬産地再活性化緊急対策事業の実施に伴う事業計画及び予算の変更について平成 21 年 7 月 10 日書面による評議員の同意を得た。
- ③ 平成 22 年度事業計画及び予算について審議するため、第 2 回評議員会を平成 22 年 3 月 3 日に開催した。

3 地方競馬活性化会議の開催

以下の事項について審議するため、計 6 回の地方競馬活性化会議を開催した。

- ① 平成 20 年度の事業報告及び決算

- ② 平成 22 年度の事業計画及び予算
- ③ 競馬活性化補助事業の実施内容の説明及び地方競馬全体への効果の確認
- ④ 馬産地再活性化緊急対策事業の実施
- ⑤ 共同 TZS 事業推進の決定
- ⑥ 地方競馬統合ネットワークシステム構築に向けた諸課題の検討
- ⑦ 地方競馬実施規則の改正と処分基準の運用要領の改正
- ⑧ 各部会からの検討状況報告

4 委員会の開催

- ① 馬主登録の適否について審議するため、馬主登録審査委員会を 5 回開催した。
- ② 調教師及び騎手の免許試験の合否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を 4 回開催した。
- ③ 騎手候補生の入所試験の合否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を 1 回開催した。
- ④ 補助事業の選定の基準及び交付の手続その他当該補助方法並びに平成 22 年度実施予定の補助事業の選定及び平成 20 年度に実施された補助事業の事後評価について審議を行うため、畜産振興補助事業評価委員会を 3 回開催した。

IV 借入金、財政投融资資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

馬産地再活性化緊急対策事業に係る国庫補助金 5,000 百万円

V 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

1 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の状況

- ① 協会の子会社：1 社 【(株)日本レーシングサービス】(株式所有)
- ② 協会の関連会社：該当なし。
- ③ 協会の関連公益法人等：2 財団法人【(財)地方競馬共済会、(財)畜産近代化リース協会】(出捐)

2 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の総数に対する割合及び協会との関係

<株式会社 日本レーシングサービス>

- ① 住 所 〒136-0075 東京都江東区新砂 1-6-35
- ② 資本金 1 億 1 千万円(発行済株式総数 2,200 株)

③ 事業内容

- ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務
- イ 地方競馬の開催関連業務、場外勝馬投票券発売所の設置・運営及び維持・管理並びに競馬の勝馬投票券発売システムその他競馬開催に係る機械設備の設置及び運用・保守管理業務
- ウ 地方競馬場外発売に関する企画・コンサルティング及び運営、管理のためのサービス提供等の業務
- エ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集並びに情報提供業務
- オ 地方競馬及び畜産に関する図書、印刷物の出版、映像ソフトウェアの製作及び販売業務等

④ 役員数 6人(内常勤：2人)

⑤ 代表者の氏名 代表取締役社長 西岡 宗俊

⑥ 従業員数 26人

⑦ 協会の所有する議決権の総数に対する割合 91%

⑧ 協会との関係

地方競馬の円滑な実施の推進を図るため、場間場外発売及び共同在宅投票の勝馬投票に関するデータの集計及び伝達を瞬時に誤りなく行うことは極めて重要なことである。よって、協会は、これらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資している。

3 関連公益法人の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

<財団法人 地方競馬共済会>

① 住所 〒106-0041 東京都港区麻布台 2-2-1

② 基本財産 1億8千万円

③ 事業内容

- ア 調教師、騎手及びきゅう務員並びにその遺族に対する必要な給付
- イ 各種の共済制度に関する調査研究等

④ 役員数 11人(内常勤：2人)

⑤ 代表者の氏名 理事長 仲田 和雄

⑥ 職員数 3人

⑦ 協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及びきゅう務員等に対する福利厚生の実施を図ることは、競馬の公正確保のうえにおいて極めて重要である。よって、協会は、これらの事業を行う財団法人地方競馬共済会に対し出捐するとともに、事業推進に要する経費の一部を助成している。

<財団法人 畜産近代化リース協会>

① 住 所 〒106-0032 東京都港区六本木 2-1-13

② 基本財産 2億9千万円

③ 事業内容

ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付

イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及

ウ 畜産振興に関する調査・研究及び新技術の開発

エ 地方競馬の機械等の貸付等

④ 役員数 10人(内常勤：4人)

⑤ 代表者の氏名 理事長 小林 一義

⑥ 職員数 11人

⑦ 協会との関係

我が国の畜産及び地方競馬主催者の経営合理化に資するため、畜産及び競馬関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るうえにおいて極めて重要である。よって、協会は、これらリース事業を行う財団法人畜産近代化リース協会に対し出捐するとともに助成を行っている。

VI 協会が対処すべき課題

世界的な景気の減退を受け、回復の兆しがなかなか見られない中で、地方競馬主催者は以前にも増して厳しい経営を余儀なくされている。協会としては、運営委員会において議決された「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に基づき、従前にも増して、全国的な視点及びブロック的な視点からの開催日程の調整及びファンの購買意欲を高めるための番組の体系化、統一化を促進するとともに、競馬活性化事業を最大限活用し、地方競馬主催者の経営の健全化に向けた取組を積極的に推進する。